

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則について

(平成29年9月5日)
経済部地域経済局中小企業課

1 基準面積について

(1) 検討

ア 他県の条例の状況

条例を制定している他県の状況を確認したところ、店舗面積6,000㎡以上の設定をしている県で、兵庫県は、商業施設や飲食店、映画館などの大規模集客施設と周辺地域における都市機能との調和を目的としたものであり、また、鳥取県は、小売や飲食を含む大規模店舗の立地の誘導が条例の目的であることから、道の商業活性化を目的とした条例の内容とは異なっていた。

また、届出事項等については、兵庫県以外は道と概ね同様であった。

県名	条例名称	基準面積	届出事項等
岩手県	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例	床面積 6,000㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の届出 ・説明会の開催 ・地域貢献活動計画の提出 ・実施状況の報告
宮城県	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例	床面積10,000㎡超 もしくは 店舗面積6,000㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の届出 ・説明会の開催 ・地域貢献活動計画の提出 ・実施状況の報告
福島県	福島県商業まちづくりの推進に関する条例	店舗面積 6,000㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の届出 ・説明会の開催 ・地域貢献活動計画の提出 ・実施状況の報告
新潟県	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例	床面積10,000㎡超の集客施設（劇場、店舗、飲食店等）で、店舗面積（小売業の用に供する面積）3,000㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の届出 ・説明会の開催 ・地域貢献計画の提出 ・実施状況の報告
兵庫県	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例	小売、飲食、映画館、劇場等の用途に供する床面積の合計 1,000㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画書の提出 ・影響調査の実施
鳥取県	鳥取県大規模店舗立地誘導条例	店舗、飲食の用途に供する床面積1,500㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の届出 ・説明会の開催 ・地域貢献活動計画の提出

イ 大店立地法における新設届出件数（店舗面積別）

条例制定前と条例制定後の店舗面積別の出店傾向を比較したところ、条例制定後は「1,000～2,000㎡以下」の施設の出店が増加している一方、「3,000～4,000㎡以下」「4,000～5,000㎡以下」の出店が減少していた。

なお、条例の対象となる「6,000㎡超」の出店は同程度であり、大きな変化は見られなかった。

【条例制定前】H20～H24

店舗面積区分	H20	H21	H22	H23	H24	計	比率(%)	平均店舗面積
1,000～2,000㎡以下	10	5	5	9	13	42	35.0	1,459㎡
2,000～3,000㎡以下	9	2	3	1	4	19	15.8	2,401㎡
3,000～4,000㎡以下	3	6	2	2	4	17	14.2	3,422㎡
4,000～5,000㎡以下	3	0	3	1	2	9	7.5	4,443㎡
5,000～6,000㎡以下	1	3	2	1	3	10	8.3	5,400㎡
6,000～10,000㎡以下	7	4	2	2	3	18	15.0	7,727㎡
10,000㎡超	0	1	0	1	3	5	4.2	15,545㎡
計	33	21	17	17	32	120	100	3,966㎡

【条例制定後】H25～H29

店舗面積区分	H25	H26	H27	H28	H29	計	比率(%)	平均店舗面積
1,000～2,000㎡以下	15	14	8	12	3	52	46.0	1,450㎡
2,000～3,000㎡以下	5	5	4	1	3	18	15.9	2,545㎡
3,000～4,000㎡以下	4	2	2	2	0	10	8.8	3,633㎡
4,000～5,000㎡以下	3	0	1	1	0	5	4.4	4,582㎡
5,000～6,000㎡以下	4	2	1	2	0	9	8.1	5,373㎡
6,000～10,000㎡以下	2(2)	3(3)	4(3)	4(3)	1(1)	14(12)	12.4	8,164㎡
10,000㎡超	1	2(2)	0	2(2)	0	5(4)	4.4	16,408㎡
計	34	28	20	24	7	113(16)	100	3,762㎡

※（ ）は条例に基づく新設届出件数（大店立地法の届出の3月前）

※特定小売事業施設の手続関係は、H24.10月より施行

※H29は7月末現在

(2) 検討結果

- 平成18年に策定したガイドラインは、大規模な商業施設の出店や撤退が、消費者の利便性のみならず、その規模故に周辺のまちづくりに与える影響が大きいことから、コンパクトなまちづくりに向けた大規模集客施設の適正立地を促すため、大店立地法等に先立つ市町村等との事前手続と、魅力あるまちづくりのための主体的な地域貢献の実施を求めたものである。本条例はガイドラインを踏まえ、大規模な商業施設に、事前手続と地域貢献活動の実施を課すことを念頭に基準面積を定めることとしたものであり、ガイドラインの「床面積10,000㎡超」を基準に「店舗面積6,000㎡超」と整理したものの。
- 条例施行前後の店舗面積別の出店傾向を見ると、条例制定後は「1,000～2,000㎡以下」の施設の出店が増加している一方、「3,000～4,000㎡以下」「4,000～5,000㎡以下」の出店が減少しているが、条例の対象となる「6,000㎡超」の出店は同程度であり、大きな変化は見られなかった。
- 前回部会で報告したとおり、店舗面積6,000㎡以下の大店立地法対象施設にあっても、その立地に際し問題が生じていない。
- よって、基準面積については、現行の「店舗面積6,000㎡」が妥当と考える。
- なお、今後、出店傾向を適宜把握し、大きな変化が生じた場合には、5年を待たずに基準面積の見直しを検討する。
- また、大型店による地域貢献活動の実施や、商店街との連携・協働の実効性を確保するため、地域貢献活動指針の内容の周知やその実施を促す取組を、今後強力に展開する必要がある。

2 地域貢献活動の推進に向けた新たな取組について

事業者が取り組む地域貢献活動の推進に向けては、次のとおり新たな取組を検討する。

(1) 地域における連携会議等の実施

地域の大型店と商店街・商工関係団体、市町村等が一同に会する連携会議等を実施し、連携・協働を促す。

(2) 大店立地法の届出時の対応

大店立地法の届出に際し、施設設置者に対し、地域貢献活動指針を配付し、地域貢献活動の取組を促すとともに、『「大規模小売店舗立地法」に基づく届出の手引き』（道作成）に基づく添付書類「指針に示された内容に係る参考資料（総括表）」への地域貢献活動の記載、又は地域貢献活動計画書の添付を依頼する。

また、大店立地法に基づく説明会の開催に際しては、地域貢献活動に係る説明に努めるよう指導する。

(3) 大規模小売店舗への周知

地域貢献活動指針及び地域商業活性化方策を、大店立地法の既存店舗を運営する事業者へ提供し、周知を図るとともに、積極的な取組を促す。

特に、地域商業の基盤である地元商店街とは、積極的に交流するよう要請する。

(4) チェーン店への周知

チェーン店を統括する本部並びに日本フランチャイズチェーン協会等を訪問し、地域貢献活動指針及び地域商業活性化方策への理解と協力を仰ぐとともに、各店舗における地域貢献活動の実施と、地元商店街との連携を要請する。

3 届出様式について

(1) 検討

- 各様式の記載内容を確認したが、条例において特定小売事業施設に課している新設の届出や説明会、地域貢献活動計画の作成などにあたっての必要最低限な内容となっており、各種届出にあたって不具合等はなく、届出者等からの疑義も生じていない。（別添参考資料）

(2) 検討結果

- よって、届出様式については、現行どおりとする。

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則に定めた各種様式の点検について

1 特定小売事業施設新設届出書（条例施行規則第4条 別記第1号様式）
第4条（新設の届出）

条例第18条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の特定小売事業施設新設届出書を提出して行うものとする。

別記第1号様式（第4条関係）		特定小売事業施設新設届出書		年	月	日
北海道知事 様		届出者				
		住所				
		氏名				
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
北海道地域商業の活性化に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしますので届け出ます。						
記						
特定小売事業施設	名称					
	新設の区分	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更				
	所在地					
	敷地面積	㎡				
	店舗面積の合計	㎡				
	延べ床面積	㎡				
	主要出店予定小売店舗					
	その他の出店予定小売店舗					
	小売店舗以外の施設の 種類及び床面積	㎡				
	集客予定数	年・月・日当たり	約	人		
	集客予定区域(市町村)					
	集客予定数及び集客予定区域の根拠	市・町・村から	約	人		
		市・町・村から	約	人		
		市・町・村から	約	人		
規則第5条各号に掲げる許可等に係る申請又は届出を行う日	許可等の名称	申請又は届出を行う日				
		年	月	日		
		年	月	日		
新設の予定地の開発行為の着手予定日	年	月	日			
新設、増築、改築又は用途変更の着手予定日	年	月	日			
営業を開始する日	年	月	日			
地域貢献活動の実施に係る基本方針						
<担当者連絡先>						
所属名						
職・氏名						
電話番号						
電子メールアドレス						
添付書類						
1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面						
2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面						
3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を示す図面						
4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面						
注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。						
2 「新設の区分」欄は、該当するものに○印を付すこと。						
3 「規則第5条の各号に掲げる許可等に係る申請又は届出を行う日」欄は、該当する許可等の全てについて記載すること。						
4 「営業を開始する日」欄は、店舗により営業を開始する日が異なる場合は、最も早いものを記載すること。						
5 「地域貢献活動の実施に係る基本方針」欄は、地域貢献に対する考え方、活動の目指す方向等について記載すること。						

2 特定小売事業施設変更届出書（施行規則第8条）
第8条（届出事項の変更の届出）

条例第19条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第2号様式の特定小売事業施設変更届出書を提出して行うものとする。

別記第2号様式（第8条関係）		特定小売事業施設変更届出書		年	月	日
北海道知事 様		届出者				
		住所 氏名				
		（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）				
北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設に係る届出事項を変更した（変更する）ので届け出ます。						
記						
特定小売事業施設の名称						
特定小売事業施設の新設の届出年月日			年	月	日	
特定小売事業施設の新設に係る届出事項の変更	変更（予定）年月日		年	月	日	
	変更内容	変更事項	変更前	変更後		
	変更理由					

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類
次の図面のうち変更事項に関するものを添付すること。

- 1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面
- 2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面
- 3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積を示す図面
- 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

3 特定小売事業施設新設中止届出書（施行規則第9条）

第9条（新設の中止の届出）

条例第19条第3項の規定による届出（店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とする変更をすることにより特定小売事業施設の新設をしないこととした場合に係る届出を含む。）は、別記第3号様式の特定小売事業施設新設中止届出書を提出して行うものとする。

別記第3号様式（第9条関係）

特定小売事業施設新設中止届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしないこととしたので届け出ます。

記

特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
新設をしないこととした理由	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

4 出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書（施行規則第10条）

第10条（出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催）

- 3 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記第4号様式の出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書により行うものとする。

別記第4号様式（第10条関係）

出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書

年 月 日

北海道知事 様
関係市町村長 様

通知者

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第3項（第27条第4項において準用する同条例第20条第3項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催するので通知します。

記

説明会の区分	出店計画説明会・地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の所在地	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
地域貢献活動計画書の届出年月日	年 月 日
説明会開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
説明会開催場所	
特定小売事業施設に係る集客予定区域 （市町村）	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「通知者」欄は、連名で記載すること。
 2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方）に○印を付すこと。
 3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

5 出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書（施行規則第11条）
 第11条（出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催の報告）

条例第20条第4項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記第5号様式の出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書を提出して行うものとする。

別記第5号様式（第11条関係）	
出店計画（地域貢献計画）説明会開催報告書	
	年 月 日
北海道知事 様	報告者
	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
<p>北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第4項（第27条第4項において準用する同条例第20条第4項）の規定により、次のとおり出店計画（地域貢献計画）説明会を開催したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
説明会の区分	出店計画説明会・地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の所在地	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
地域貢献活動計画書の届出年月日	年 月 日
説明会開催結果の概要	開催日時
	年 月 日 ()
	時 分 ~ 時 分
	開催場所
	説明者 (職名) (氏名)
	出席者数
	議事概要
出席者による意見の概要	
当該意見についての見解	
<担当者連絡先>	
所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	
<p>添付書類</p> <p>1 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表をしたことを証する書面</p> <p>2 出店計画（地域貢献計画）説明会において配付した資料</p> <p>注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。</p> <p>2 「説明会の区分」欄は、該当するもの（条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方）に○印を付すこと。</p> <p>3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日括弧書きで付記すること。</p> <p>4 「議事概要」欄は、説明内容、発言内容等の概要を記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。</p>	

6 地域貢献活動計画書（施行規則第12条）
第12条（地域貢献活動計画の作成及び提出）

条例第25条第1項（条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第4項の規定による地域貢献活動計画の作成及び提出は、別記第6号様式の地域貢献活動計画書により行うものとする。

別記第6号様式（第12条関係）

地域貢献活動計画書

年 月 日

北海道知事 様

提出者

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項（附則第4項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	
敷地面積	m ²
店舗面積の合計	m ²
延べ床面積	m ²
主要（出店予定）小売店舗	
その他の（出店予定）小売店舗	
小売店舗以外の施設の種類の	
集客予定区域（市町村）	

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

3 地域貢献活動の担当者

所属名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」欄は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

7 地域貢献活動計画書（変更後）（施行規則第13条）

第13条（変更後の地域貢献活動計画の提出）

条例第30条第1項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の地域貢献活動計画の提出は、別記第7号様式の地域貢献活動計画書（変更後）により行うものとする。

別記第7号様式（第13条関係）			
地域貢献活動計画書（変更後）			
北海道知事 様		年	月 日
	提出者		
	住所 氏名		
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を変更したので提出します。			
記			
1 特定小売事業施設の概要			
名称			
所在地			
地域貢献活動計画書の提出年月日	年	月	日
2 地域貢献活動計画の変更			
変更年月日	年	月	日
変更の理由			
3 変更後の地域貢献活動計画			
(1) 地域貢献活動の実施に関する計画			
項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
(2) 地域貢献活動の担当者			
所属名			
職・氏名			
電話番号等			
<担当者連絡先>			
所属名			
職・氏名			
電話番号			
電子メールアドレス			
注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。			
2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。			
3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が規定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。			

8 地域貢献活動実施状況報告書（施行規則第14条）

第14条（地域貢献活動実施状況の報告）

条例第32条第1項（条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合及び条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記第8号様式の地域貢献活動実施状況報告書を提出して行うものとする。

別記第8号様式（第14条関係）			
地域貢献活動実施状況報告書			
	年 月 日		
北海道知事 様	報告者		
	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
<p>北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり 年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
1 特定小売事業施設の概要			
名称			
所在地			
2 地域貢献活動の実施期間			
年 月 日 ~ 年 月 日			
3 地域貢献活動の実施の状況			
項目	活動内容	実施時期	実績
4 地域貢献活動の担当者			
所属名			
職・氏名			
電話番号等			
<担当者連絡先>			
所属名			
職・氏名			
電話番号			
電子メールアドレス			
<p>注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。</p> <p>注2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は地域貢献活動計画書（別記第6号様式）の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」（条例第30条第1項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書（変更後）（別記第7号様式）の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。</p>			

- 9 特定小売事業施設撤退報告書（施行規則第16条）
 第16条（特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出）
 条例第34条第1項の規定による特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出は、
 別記第9号様式の特定小売事業施設撤退報告書により行うものとする。

別記第9号様式（第16条関係）		特定小売事業施設撤退報告書		年	月	日
北海道知事 様		報告者				
		住所 氏名				
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
北海道地域商業の活性化に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の撤退を決定したので特定小売事業施設撤退報告書を提出します。						
記						
特定小売事業施設の名称						
特定小売事業施設の所在地						
撤退の概要	撤退の時期	年 月 日（予定）				
	撤退の理由					
撤退後の対応						
<担当者連絡先>						
所属名						
職・氏名						
電話番号						
電子メールアドレス						
注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。						
注2 「撤退後の対応」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。						